

名古屋市国際展示場
ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市国際展示場 指定管理者 株式会社コングレの公開・管理するホームページ(以下「ホームページ」という)を民間企業等の広告(以下「広告」という。)を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ホームページへの広告の掲載は、指定管理者の新たな財源を確保し、もって利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むときは、当該広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの、または差別、名誉毀損やそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの、または公職選挙法にふれるもの
- (5) 宗教性のあるもの、または布教推進を目的とするもの
- (6) 特定の主義・主張に当たるもの(意見広告、個人の名刺広告を含む。)
- (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの、または内容が不明確であるもの
- (9) 比較広告、または他をひぼう、中傷、排斥するもの
- (10) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (11) 社会的に不適切なもの、または国内外世論が大きくわかれるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず当該広告を掲載しない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル(宝くじを除く。)に係る業種又は事業者
- (5) 占い、運勢判断に係る業種又は団体
- (6) 興信所、探偵事務所等
- (7) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (9) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (10) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの団体
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

3 第1項及び第2項の規定に関しては、ホームページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても適用する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は原則次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦70ピクセル横220ピクセル
- (2) GIF(アニメーションおよび透過 GIF 不可)、JPEG、PING
- (3) 位置はホームページのトップページ
- (4) データ容量は10KB以下
- (5) 契約期間中の画像の内容やリンク先の変更は可能

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載にかかる料金は、1枠1か月につき10,000円(消費税別)とする。1か月とは、当該月1日から当該月の末日までをいう。

(契約期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則1年度単位とする。掲載欄に空がある場合はこの限りではない。

- 2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告掲載期間中、火災、地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、指定管理者の責めに帰すべき理由によらない通信遅延または通信不能については、一切の責任を負わないものとする。指定管理者の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたとき、指定管理者は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(申込方法)

第7条 広告の掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望月の1か月前までに指定管理者に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 指定管理者は、第3条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、広告掲載開始日の10日前までに広告掲載料を指定管理者に納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は指定管理者が指定する方法により広告原稿を作成し、指定管理者が指定する期日までに電子データで提出するものとする。また、電子データがない場合は、指定管理者にて有償で作成するものとする。

(広告内容の責任)

第11条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 指定管理者は、次の場合において広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料及び広告原稿作成料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告内容が不適当と判明した場合

(広告掲載料及び広告原稿作成料の返還)

第13条 納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、名古屋市広告掲載要綱及び市民経済局広告掲載要綱等に準ずるものとし、当ホームページへの広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合については、指定管理者がこれを定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
令和2年6月25日改定